

市営保育所におけるタブレット端末の賃借及びデータ通信回線サービス利用等 受託候補者選定に係る募集要項

市営保育所におけるタブレット端末の賃借及びデータ通信回線サービス利用等に関する受託候補者の選定に当たり、プロポーザル方式による選定を行いますので、次のとおり提案を募集します。

1 目的

市営保育所（市内 13箇所）において、保育士等の現場職員の業務効率化による働き方改革、保育環境の充実、保護者の満足度向上、また、保育の質の向上を図るために令和7年度から保育所等業務支援システムの導入を予定しており、これに伴い必要となるタブレット端末の賃借やデータ通信回線サービス利用、端末管理のためのMDMソフトウェアの提供等に係る事業者を選定することを目的とする。

2 事業内容等

(1) 件名

市営保育所におけるタブレット端末の賃借及びデータ通信回線サービス利用等

(2) 契約期間

契約の日から令和12年3月31日までとする。

(3) 事業内容

別紙1「仕様書」のとおり

3 契約等上限額

(1) 初期費用等上限額

2,250,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

タブレット端末及びその他データ通信サービス契約等における全ての初期費用とする。

(2) その他通信費等上限額（令和7年8月～令和12年3月の合計額）

31,248,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

原則、タブレット端末及びその他機器の基本通信料、端末補償料（故障、破損、紛失）及び請求書発行費等を含む運用に必要な全ての月額費用とし定額制とする。ただし、月額での支払いによることができない場合は、別途本市と協議のうえ決定する。

4 応募資格

- (1) 本市の競争入札参加有資格者であること。なお、本市の競争入札参加有資格者でない場合であっても、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有する者である場合は、競争入札参加有資格者とみなす。
- (2) 応募開始から選定結果通知の日までの期間において、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 近畿2府4県内に本店、支店又はこれに準ずる事業所を有すること。

5 スケジュール

令和7年 4月 4日（金）公募・質問受付開始
4月15日（火）質問書提出期限（午後5時（必着））
4月18日（金）参加表明書提出期限（午後5時（必着））
4月22日（火）質問回答
4月30日（水）企画提案書提出期限（午後5時（必着））
5月16日（金）受託候補者の決定（予定）
7月31日（木）タブレット端末及びその周辺機器の納入期限
8月 1日～ 通信及び端末管理に係るサービス利用開始

6 応募手続等

プロポーザルに応募する者は、次のとおり、参加表明書や企画提案書等を持参又は郵送（簡易書留）により提出すること。

(1) 参加表明書等の提出

ア 提出書類

- (ア) 参加表明書（様式1）
- (イ) 会社概要（様式2）

イ 提出部数

1部

ウ 提出期限

令和7年4月18日（金）午後5時（必着）

(2) 企画提案書等の提出

別紙2「企画提案書等作成要領」に基づき、次の書類を提出すること。

ア 提出書類

- (ア) 企画提案書
- (イ) 見積書

イ 提出部数

正本1部、コピー4部の合計5部を提出すること。

ウ 提出期限

令和7年4月30日（水）午後5時（必着）

(3) その他

ア 失格となる参加表明書、企画提案書等

参加表明書及び企画提案書等が、次の事項のいずれかに該当するものは、失格となる場合がある。なお、失格となった場合は、別途通知する。

- (ア) 提出期限、提出先又は提出方法に適合しないもの

- (イ) 指定する様式又は記載上の留意事項に示した条件に適合しないもの

- (ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

- (エ) 虚偽の内容が記載されているもの

7 質疑受付

(1) 質問のできる者

本書及び仕様書等に対して質問のできる者は、「6 応募手続等」の参加表明書等の提出を検討している者とする。

(2) 受付締切

令和7年4月15日（火）午後5時（必着）

(3) 受付方法

様式3「質問書」により作成し、幼保総合支援室（担当：尾崎・八木田）に電子メール（yohokikaku@city.kyoto.lg.jp）又は持参により提出すること。送信後、電話（075-251-2397）により担当者に受信確認を行うこと。また、電話での質問は一切受け付けないが、本市から質問する場合は、この限りではない。

(4) 回答方法

受け付けた質問及びその回答は、令和7年4月22日（火）までに、参加表明のあった者全員に対し、質問事項及びその回答を電子メールで通知する。

8 受託候補者の選定

(1) 審査基準

別紙3「受託候補者選定基準」のとおり

(2) 選定方法

提出に基づいて評価を行い、最も高い評価を得た者を受託候補者として選定し、必要に応じてヒアリングを行う場合がある。

ただし、審査の結果、本件にふさわしい提案がないと判断した場合は、事業者を選定しない場合がある。

なお、評価点が最低選定基準（配点合計100点中60点以上）であることを選定の条件とし、応募事業者が1事業者であった場合も、プロポーザルは有効なものとして扱う。

9 受託候補者の審査結果の通知

令和7年5月16日（金）までに、受託候補者の決定を行い、本市ホームページにて、選定結果と受託候補者名および評価点を公表する。

10 契約に関する基本的事項

受託者との契約においては、次の事項を基本とする。

(1) 契約金額

契約金額は、受託候補者の提示価格に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。

(2) 契約内容

契約内容は、仕様書及び企画提案書等の内容に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。

なお、各種法令等に則した内容とすること。

(3) 再委託の禁止

受託者は、本業務の履行を第三者へ委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本市が承認した場合はその限りでない。

(4) 契約保証金

不要とする。

(5) 特記事項

本業務については、「長期継続契約」とする。本市は、翌年度以降において、当該予算の削減があった場合は、この契約を解除することができる。この場合、受注者が契約対象物件に対して支出した取得費用及び付随費用が、既に支払われた賃借料を超えていても、その差額を本市に請求することはできない。また、受注者は、本市がこの契約を解除したために生じた損害の賠償についても、本市に請求することができない。

11 その他

- (1) この公募手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 候補者が次の各号に掲げる条件に該当した場合は、選定審査の対象から除外する。
 - ア 提出書類及びヒアリング内容に虚偽があった場合
 - イ 京都市競争入札参加資格を失うなど、応募資格を失った場合
 - ウ 選定に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (3) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (4) 提出された書類は、事業者の選定以外には、提案者に無断で使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、公開することがある。
- (5) 提出された書類は、事業者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製することがある。
- (6) 提出された書類は、提出期限後の差替え及び再提出は一切受け付けない。ただし、本市から要求した場合は、この限りではない。
- (7) 提出された書類は全て返却しない。
- (8) 提案は1団体につき、1つとし、複数の提案は認めない。

12 問合せ先及び提出先

〒604-8171

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町 566-1 井門明治安田生命ビル3階

子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室（公営保育所担当：尾崎、八木田）

TEL：075-251-2397

FAX：075-251-2950

メール：yohokikaku@city.kyoto.lg.jp